

## 解体工事施工に関して

本工事の施工に当たりましては、近隣の皆様出来るだけご迷惑の掛からないように次の事項を遵守して終始安全な施工に努めます。

新築工事に関しましては計画中の為、改めてご説明致します

### 1 .(解体工事中の作業時間及び休日について)

原則として、作業時間は午前8時から午後6時(前後30分程度の準備・後片付けは含まず)までと致します。

現場休業日は日曜日、祝日と致します。

但し、調査作業や内装解体作業等、室内での騒音・振動の少ない作業につきましては、上記時間以外あるいは休日でも作業をさせて頂く場合があります。

尚、次の理由によって作業時間又は休日を変更する必要がある場合には、掲示板に記載する等、お知らせの上作業を行います。

- (1) 大型重機及び長尺材や重量物等の現場搬出入の時間、方法等について所轄警察署から指示がある場合。
- (2) 緊急時及び安全上、又は保管上やむを得ない事情があるとき。
- (3) 天変地異により工程管理上やむを得なくなった場合。

### 2 .(解体工事中の騒音・振動について)

騒音・振動規制法並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等を遵守することはもとより、低騒音、低振動型機械を使用するなど、最善の工法と技術を用いて、工事中の騒音・振動の抑制に努めます。

工事期間中は騒音・振動計を設置し、数値を把握の上、作業に反映して参ります。

### 3 .(資材の飛散と落下防止について)

工事中の敷地外周には必要に応じ仮囲いやこれに代わる設備等を設け、第三者の立ち入りなどによる事故防止の為に区画を行い、建物外周には、必要に応じ飛散・飛来・落下による事故防止のための設備を設け万全を期します。

### 4 .(工事期間中の騒音対策及び塵埃飛散防止対策について)

解体建物の周囲は可能な限り防音パネル、防音シート等で覆うなどして、騒音の抑制と塵埃の飛散抑制を行います。

また、加圧水による散水を行い塵埃の飛散を抑制して参ります。

### 5 .(現場管理について)

現場周辺における安全対策、火災予防、作業員の風紀維持等現場管理を徹底します。又、常に作業場周辺の清掃に心掛けます。

### 6 .(工事中の交通安全対策について)

工事用車輛の運行については所轄警察署よりの指導・指示に従い運行し、工事現場出入口については誘導員を配置、必要に応じて増員を図り、一般歩行者並びに近隣の皆様の通行の安全を図るものとします。

周辺近隣生活道路や交通の妨げになるような道路上の待機を行わないよう徹底します。

また、工事車両の運転手へ、安全運転やアイドリングストップの励行など運転手等への教育、指導を徹底致します。

### 7 .(アスベストの処理について)

本件では、事前調査の結果、発じん性の比較的低い石綿含有成形板等に分類されるレベル3の石綿含有建材の使用を確認しています。調査結果は現地仮囲いに掲示致します。発じん性の高い石綿含有吹付け材等(レベル1)及び発じん性の比較的高い石綿含有保温材等(レベル2)の使用はございません。

撤去に際しましては関係諸官庁との協議、打ち合わせの上、大気汚染防止法や労働安全衛生法などの関連法令等の基準、手順を遵守し除去、処分を行います。

### 8 .(近接建物の管理保全について)

着工に際し、計画地に近接する家屋の皆様には工事着工前に関係者の立ち会いをお願いし、施工者の負担に於いて土地家屋等を写真撮影・文書等で現状の確認及び記録を行います。(家屋調査)

万一、当工事に起因する損害が生じた場合には、協議の上速やかに修復させて頂きます。

### 9 .(公共施設の管理保全について)

当作業場周辺の埋設物の事前調査を行い、電気、水道、ガス、電話等の事故発生がないよう万全を期す事と致します。

### 10 .(その他)

上記以外の事項につきましても、その都度誠意を持って協議の上、対策を講じ解決に努力致しますので、宜しくお願い申し上げます。

以上